

チリの指定生産地で生産されるさくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則

〔平成26年2月7日 25消安第5248号〕
消費・安全局長通知

植物防疫法施行規則別表2の付表第38のチリから発送されるさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成26年2月7日農林水産省告示第193号。以下「告示」という。）1の（2）に規定する生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（1）に規定するものに係る植物検疫の実施については、チリ産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（平成13年10月31日13生産第5599号生産局長通達）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。

1 指定生産地

告示1の（2）の指定生産地は、チリ植物防疫機関が指定することとし、指定を行う場合には、チリ植物防疫機関が作成した指定生産地の生産地名、場所、園地面積、生産者名、指定年月日及びトラップ設置数を記載した一覧表が、チリ植物防疫機関により、毎年、2の（1）のトラップ調査の開始までに、日本国植物防疫機関宛てに通知されるものとされている。また、2の（1）のトラップ調査の期間中に指定の取消しを行う場合には、その生産地名等が日本国植物防疫機関宛てに通知されるものとされている。

2 指定生産地における調査

告示2の指定生産地における調査は、次により行うものとされている。

（1）トラップ調査

ア 調査対象はコドリングとし、調査期間は9月第1週からさくらんぼ収穫終了までとすること。

イ 調査に用いる誘引剤の種類は、Pherocon®CAPとし、調査は1週間に1回誘殺虫を回収して行い、誘引剤は1月ごとに交換すること。

ウ トラップは、デルタ型トラップを使用すること。

（2）生果実調査

ア 調査は、指定生産地ごとに生果実600個以上を対象に以下の抽出方法により実施すること。

（ア）収穫前の果実にあつては、無作為に抽出した樹から無作為に抽出すること。

（イ）収穫後の果実にあつては、こん包施設において、果実搬入時に日本向けに輸出される荷口から無作為に抽出すること。

イ 調査は、肉眼検査により行うこととし、傷や食害痕等コドリングによる寄生の疑いが認められる場合は、適宜切開して寄生の有無を調査すること。

3 コドリングの発見に伴う措置

（1）トラップ調査

2の(1)の調査の結果、指定生産地ごとに、調査により捕獲されたコドリングのトラップ一個当たりの誘殺虫数がトラップの平均で1週間当たり5頭を超えた場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、当該指定生産地の日本向け生果実の輸出は停止されることとされている。

(2) 生果実調査

2の(2)の調査の結果、コドリングが発見された場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、日本向け生果実の全荷口の輸出は停止されることとされている。

4 指定生産地における調査の結果の記録、保管及び報告

(1) 2の(1)及び(2)の調査の結果は、チリ植物防疫機関がそれぞれ次に掲げる事項を記録し、保管するものとされている。

ア トラップ調査

(ア) 生産地名

(イ) トラップの設置年月日

(ウ) 調査年月日ごと、トラップごとの一週間当たりのコドリングの誘殺虫数

イ 生果実調査

(ア) 生産地名

(イ) 調査年月日

(ウ) 調査果実数

(エ) コドリング及びその他の害虫の発見頭数

(2) (1)の記録は、チリ植物防疫機関が輸出期間終了後に、日本国植物防疫機関に報告するものとされている。

5 輸出検査

(1) 告示4の(1)の検査は、こん包施設に搬入され、選別が終了した生果実を荷口ごとにこん包数の2パーセント以上を抽出し、生果実600個以上を対象に肉眼検査を行い、検疫有害動植物、特にコドリングがないことを確認することにより行うものとされている。

(2) (1)の検査の結果は、チリ植物防疫機関が記録し、次年度の輸出期間が終了するまで保管するものとされている。

(3) (1)の検査の結果、コドリングが発見された場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、日本向け生果実の全荷口の輸出は停止されることとされている。

6 調査及び検査の実施の確認

(1) 調査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の調査の実施の確認について、原則として、1年に1回以上、チリ植物防疫機関が記録した告示2の調査の実施記録を確認し、調査が2によりの確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により調査が的確に実施されたことを確認するものとする。

(2) 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の検査の実施の確認について、原則として、1年に1回以上、チリ植物防疫機関が記録した告示4の(1)の検査の実施記録を確認し、検査が5の(1)によりの確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

7 こん包施設

告示7のこん包施設は、チリ植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、その施設名、場所、所有者名及び指定年月日を記載した一覧表がチリ植物防疫機関により作成され、日本国植物防疫機関宛てに通知されるものとされている。

8 表示

告示9の輸出植物検疫終了の表示は、次の(1)の様式、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



(2) 仕向地の表示

FOR JAPAN

9 輸入検査

- (1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。
- (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、こん包が破損若しくは開封されている場合、告示8の封印のない場合又は告示9の表示がなされていない場合には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手續及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。
- (4) 植物防疫官は、コドリングが発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。
 - ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、コドリングが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
 - イ チリ植物防疫機関に対し、生果実の日本向け輸出を停止するよう求めるとともに、

以後の輸入検査を中止すること。